

製造業(造船業を除く)事業場の構内において、注文者の安全衛生管理上の問題
により下請事業場の労働者が被災した死亡災害の事例

①危険な機械設備の貸与、作業間の連絡調整の不備、危険性の教示の欠如

○平成12年7月発生 死亡者1名 工作機械製造工場

1. 労働災害発生状況

工作機械メーカー(注文者)の製造工場において、注文者に所属する労働者A、Bと下請け企業に所属する労働者Cが、注文者所有の大型工作機械の耐久性試験を実施していた。休憩時間終了後に、Aが大型工作機械を起動させたところ、当該大型工作機械の内部で点検作業を行っていたと推測されるCが稼働部に挟まれ、死亡した。

2. 注文者の安全管理上の問題点

- (1) 試運転のため、大型工作機械のカバーに設置されているインターロックが無効化されていた。
- (2) 作業間の必要な連絡調整を行っていなかった。
- (3) 大型工作機械を貸与して作業を行わせる場合、当該作業に伴う挟まれの危険性について教示していなかった。

②危険な機械設備の貸与、危険性の教示の欠如

○平成14年7月発生 死亡者1名 アルミニウム鋳造工場

1. 労働災害発生状況

アルミニウム製品メーカー(注文者)の鋳造工場において、下請け企業の労働者Aが注文者所有のダイカストマシン(溶融アルミニウムを金型に注入する鋳造機械)を操作し、部品の製造作業を行っていた。この作業中に、バリ取りを行うためAが金型と金型の間に上半身を入れたところ、ダイカストマシンに挟まれ死亡した。

2. 注文者の安全管理上の問題点

- (1) ダイカストマシンは両手押しボタン式の手動モードと自動運転の全自動モードが選択でき、災害発生時には全自動モードを選択していたが、この全自動モードには挟まれ防止機能を有する安全装置が設けられていなかった。
- (2) ダイカストマシンを貸与して作業を行わせる場合、当該作業に伴う挟まれの危険性について教示していなかった。

③危険な機械設備の貸与、危険性の教示の欠如

○平成13年12月発生 死亡者1名 合板製造工場

1. 労働災害発生状況

合板メーカー(注文者)の製造工場において、下請け企業の労働者Aを含む1

3名が注文者所有の機械設備等の清掃作業を行っていた。この作業中に、ベルトコンベアの周辺を清掃していたAが稼働中のベルトコンベアのベルトに巻き込まれ死亡した。

2. 注文者の安全管理上の問題点

- (1) ベルトコンベアのベルトに覆い、囲い等が設けられておらず、また、非常停止装置も設けられていなかった。
- (2) ベルトコンベアの清掃作業を行わせる場合、当該作業に伴う巻き込まれの危険性について教示していなかった。

④危険な機械設備の貸与、作業間の連絡調整の不備

○平成12年8月発生 死亡者1名 自動車部品製造工場

1. 労働災害発生状況

自動車部品メーカー（注文者）の製造工場において、下請け企業の労働者A、Bが、注文者所有の温度調節計、温度記録計の点検・調整作業を行っていた。この作業中に温度調節計の温度制御盤の充電部分に接触し、感電して死亡した。

2. 注文者の安全管理上の問題点

- (1) 温度制御盤の充電部分には当初接触防止用の囲いが設けられていたが、災害当日は破損したまま放置されていた。
- (2) 通電の管理を行っていた注文者と作業を行っていた下請け企業との間で必要な連絡調整が行われていなかった。

⑤危険性の教示の欠如

○平成12年7月発生 死亡者3名 化学繊維製造工場

1. 労働災害発生状況

化学繊維メーカー（注文者）の製造工場において、下請け企業の労働者A、B、Cが注文者所有の廃水処理施設の中和槽の清掃作業を行っていた。この作業中に、高圧ホースで洗浄・攪拌した中和槽内の汚泥から高濃度の硫化水素が発生し、A、B、Cが急性中毒により死亡した。

2. 注文者の安全管理上の問題点

- (1) 中和槽内で清掃作業を行わせる場合、当該作業に伴う硫化水素発生の危険性について教示していなかった。